

農業共済（NOSAI）とは

[トップページ](#)[実施事業](#)[支所・エリア](#)[農業共済新聞](#)[情報公開](#)[リンク](#)[農業共済（NOSAI）とは](#)

農業共済とは

[農作物共済](#)[家畜共済](#)[果樹共済](#)[畑作物共済](#)[園芸施設共済](#)[建物共済](#)[農機具共済](#)

この制度は、農家の皆さんが掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が起きたときは、その共同準備財産から被災農家に共済金を支払うという、農家の自主的な相互扶助を基本とした制度であり、次のような特徴があります。

●一定規模以上の農家（水稻）は必ず加入することになっています

農作物共済は、一定規模（25a）以上作付けている農家は、自動的にNOSAI制度に加入することになります（当然加入制といいます）。

この当然加入制は、米・麦が国民の基幹食料であることから、政策保険として制度が広くゆきわたるようにすること、さらに一般の保険では成立しがたい事業であることから多数の農家に加入していただくことにより、危険の分散をはかるという保険技術的な要請からとられている仕組みです。

●共済掛金の約半分は国が負担します

政策保険として、掛金の約半分を国が負担しています。（任意共済は除く）

●組合の運営経費の多くを国が負担しています

組合の運営経費のうち多くの部分を国が負担しています。

●支払いなどに充当するため国も責任をもちます

大きな被害が生じた際、全国的な危険分散を図るため、国は農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済について責任をもちます。

copyright©2014 NOSAI高知 all rights reserved.

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。


[トップページ](#)
[実施事業](#)
[支所・エリア](#)
[農業共済新聞](#)
[情報公開](#)
[リンク](#)

農業共済（NOSAI）とは

農作物共済

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済



水稻が気象上の災害、病虫害、鳥獣害などによって被害を受けたときに、共済金が支払われます。本県では、農家が耕作している耕地（筆）ごとに引き受け、災害のあった耕地ごとに減収量を見積もり損害を補償する「一筆方式」を実施していますが、平成16年4月の制度改正により、農家単位で引き受け、災害を受けたときも農家単位で減収量を見積もり、損害を補償する「全相殺方式」を、平成21年4月より、農家単位引受の「半相殺方式」及び同じく農家単位引受で、減収や品質の低下があり、収入額が基準生産金額の補償割合に満たない場合に補償される「品質方式」を追加しました。加入については、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、品質方式といった加入方式と、それぞれの加入方式ごとに補償割合を選択できるようになりました。

加入は

水稻25a以上を耕作している農家は、当然加入となります。
 ※25a未満の場合は加入の申し出により加入できます。
 ※市街化区域・用途地域内の水稻耕作面積については、40分の25を乗じた面積に換算して当然加入になるかどうかを判断します。

対象となる災害は

すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・火災による災害です。ただし、肥培管理不良による減収は損害の対象から除外されます（分割評価）。また薬害など人為的な減収は対象となりません。

責任期間（補償期間）は

本田移植期（直はんの場合は発芽期）から収穫するまでです。

加入方式は

一筆方式

- 耕地一筆ごとに基準収量に対し、一定割合を超える減収があったときに共済金を支払う方式です。

半相殺方式

- 農家単位ごとに被害耕地の減収量の合計がその農家の基準収量（耕地ごとの基準収量の合計）の共済金支払開始割合を超える場合に共済金を支払います。

全相殺方式

- 農家単位ごとに基準収量の一定割合を超える減収となったときに共済金を支払う方式です。

品質方式

- ・ 農家単位ごとに減収や品質の低下があり、収入額が基準生産金額の選択した補償割合に満たない場合に補償されます。ただし、加入要件（全相殺方式と同じ）を産地銘柄ごと、規格ごとに満たしていることが条件となります。

補償割合は（一筆方式）

7割、6割、5割から選択できます。7割を選択した場合、3割（共済金支払開始割合）を超える減収があったときに共済金を支払います。

共済金額（補償額）は（一筆方式）

共済金額 = 1kg当たり共済金額 × 引受収量

※引受収量 = 基準収穫量 × 選択した補償割合

【例】 ● 1kg当たり共済金額218円 ● 10a当たり基準収穫量500kg

● 補償割合7割を選択した場合

76,300円 = 218円 × (500kg × 70%)

掛金は（一筆方式）

掛金の半分は国が負担します。

・ 共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

【例】 2,176円 = 76,300円 × 2.852%

〔注〕 共済掛金率は個人・補償割合によって異なります。

・ 農家負担掛金 = 共済掛金 - (共済掛金 × 国庫負担割合)

【例】 1,088円 = 2,176円 - (2,176円 × 50%)

共済金の支払いは（一筆方式）

支払開始割合に応じて一筆ごとに基準収穫量の3割～5割を超える減収となったときに支払われます。

・ 支払共済金 = 1kg当たり共済金額 × 共済減収量

・ 共済減収量 = (基準収穫量 - 実収穫量) - 基準収穫量 × 選択した支払開始割合

【例】 ● kg当たり共済金額 205円 ● 基準収穫量 500kg ● 実収穫量 300kg

● 補償割合7割（支払開始割合3割）の場合

共済減収量 50kg = (500kg - 300kg) - 500kg × 30%

共 済 金 10,250円 = 205円 × 50kg

半相殺方式、全相殺方式、品質方式については組合にお問い合わせください

損害発生通知は

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると見込まれるときは、遅滞なく組合に通知しなければなりません。通知がない場合には、現地調査ができませんので共済金をお支払いすることができません。

損害評価は

農家の損害発生通知を受けて、農林水産省が定める損害評価要綱に沿って行われます。

組合は評価員による現地調査を実施し、調査終了後、損害評価会の意見を聴いた上で、共済減収量を取りまとめます。

- ・ 一筆方式は、損害発生通知のあった全ての耕地について収穫前に収穫量を検見または実測の方法により調査します。
- ・ 半相殺方式は、損害発生通知のあった耕地の実収穫量を調査します。
- ・ 全相殺方式は、損害発生通知のあった農家の全耕地について現地評価を行い、さらに乾燥調整施設の計量結果により収穫量を調査します。
- ・ 品質方式は全相殺方式に準じて調査し、さらに品質についても調査します。

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。



[トップページ](#)

[実施事業](#)

[支所・エリア](#)

[農業共済新聞](#)

[情報公開](#)

[リンク](#)

農業共済（NOSAI）とは

家畜共済

[農作物共済](#)

[家畜共済](#)

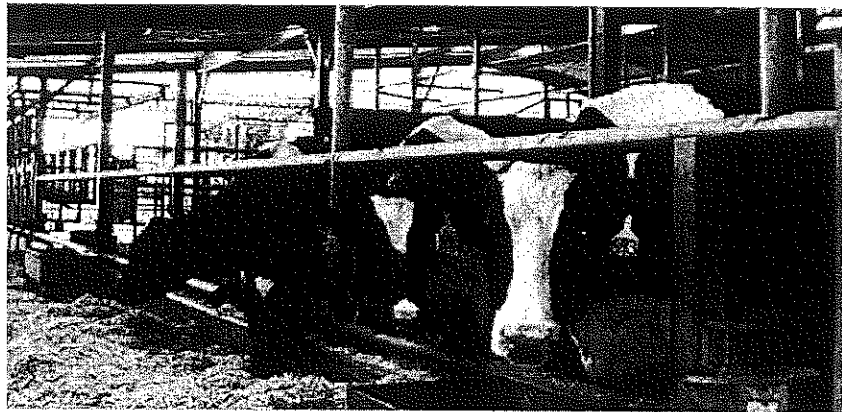
[果樹共済](#)

[畑作物共済](#)

[園芸施設共済](#)

[建物共済](#)

[農機具共済](#)



牛、馬、豚が病気やケガで治療を受けたときや、死亡または廃用になったときに共済金が支払われます。

加入は

牛

- 成乳牛・育成乳牛・乳用子牛及び胎児・肥育用成牛・肥育用子牛、その他の肉用成牛・その他の肉用子牛及び胎児、乳用種雄牛・肉用種雄牛。ただし、胎児は種付後240日目から補償対象となります。

馬

- 一般馬・種雄馬

豚

- 種豚・肉豚（一般肉豚及び特定肉豚）。ただし、特定肉豚は出生後20日目（または離乳した日）から市場に出荷するまでとなります。

< 家畜共済の共済関係 >

- 包括共済対象家畜（乳牛の雌等、肉用牛等、一般馬、種豚、肉豚）については、その種類ごとに農家単位の全頭加入となります。
- 個別共済対象家畜（種雄牛及び種雄馬）については、1頭ごとの加入になります。

対象となる事故は

病傷事故……牛、馬の加入家畜が病気やケガをし、獣医師の治療を受けたとき。

死亡事故……と殺による死亡を除いて、加入家畜が死亡したとき。

廃用事故……病気やケガで、死にひんしたとき。

不慮の災厄によって救うことのできないとき。

骨折・は行等で治る見込みがないとき。

行方不明となった日から、30日以上生死が分からないとき。

乳牛の雌、種雄牛または種雄馬が繁殖能力を失ったとき。

乳牛の雌が泌乳能力を失ったとき。

出生時において、奇形又は不具であることにより、使用価値がないとき。

※ただし、牛の胎児及び肉豚は死亡のみが対象となっています。

また、自主的淘汰は支払いの対象となりません。

責任期間（補償期間）は

共済掛金を支払った日の翌日から一年間です。

補償内容は

包括共済関係においては個体ごとの評価額の合計（共済価額）の8割から2割の間で選択となります。肉豚は8割から4割の間で選択となります。

個別共済関係（乳用種雄牛・肉用種雄牛・種雄馬）は、1頭ごとの評価額（共済価額）の8割から2割の間で選択します。

掛金は

掛金の半分（豚は40%）は国が負担しています。

・共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

・農家負担掛金 = 共済掛金 - （共済掛金 × 国庫負担割合）

【例】成乳牛 ● 1頭35万円の価額の牛20頭を飼育し6割を選択した場合

共済価額（700万円）= 35万円 × 20頭

共済金額（420万円）= 700万円 × 60%

共済掛金（777,000円）= 420万円 × 共済掛金率（18.5%）

農家負担掛金（388,500円）= 777,000円 - （777,000円 × 50%）

※掛金率は家畜（共済目的）の種類や個人の被害率によって異なります。

共済金の支払いは**<病傷事故>**

農家ごと、対象家畜ごとに定められた病傷給付限度額の範囲内で、獣医師の診断書をもとに疾病、傷の診療に要した費用（初診料は除く）が病傷給付限度額の範囲内で共済金として支払われます。

<死廃事故>

家畜の種類ごとに定めた支払限度額の範囲内で、次により算出される純損害額のいずれか小さい額が共済金として支払われます。

① 共済金 = 損害額 × （共済金額 / 共済価額）

② 純損害額 = 事故家畜の価額 - （肉皮等残存物価額または廃用家畜の評価額 + 補償金等）

【例】

● 死亡事故（価額35万円）の場合

共済金 210,000円 = 350,000円 × （420万円 ÷ 700万円）

● 廃用事故（価額35万円、残存物15万円）の場合

共済金 120,000円 = （350,000円 - 150,000円） × （420万円 ÷ 700万円）

純損害額 200,000円 = 350,000円 - 150,000円

共済金 < 純損害額より 共済金 120,000円

・死廃共済金支払限度額 = 共済金額 × 死廃共済金支払限度率

※死廃共済金支払限度率は、包括共済対象家畜の種類別に過去3年間の被害率を基礎に、農林水産大臣が定めます。

損害評価は

病傷事故： 獣医師職員による診断書の審査を行います。

死亡事故： 獣医師又は職員が現地確認します。

廃用事故： 獣医師職員等が廃用確認を行い、職員が現地確認します。

損害防止事業を行っています

加入家畜の損害を未然に防ぐため、家畜の健康検査、飼育の管理指導、薬剤の投与等の損害防止事業を1年間を通じて実施しています。

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。



トップページ

実施事業

支所・エリア

農業共済新聞

情報公開

リンク

農業共済（NOSAI）とは

果樹共済

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済



果実が自然災害や病虫害などによって一定の割合を超える減収となったときに共済金が支払われる収穫共済（露地温州みかん、ハウス温州みかん、ぼんかん）と、自然災害や病虫害などによって被害を受け生産量と生産金額が減少した場合に、共済金が支払われる収穫共済（ゆず）があります。

露地温州みかん・ぼんかん（半相殺減収総合一般方式）

加入は

結果樹齢に達した露地温州みかん・ぼんかんを栽培している農家です。
栽培している全園地申し込まなければなりません。

対象となる災害は

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震、地すべり）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収です。

※隔年結果、肥培管理不良による減収は、共済金の支払い対象となりません。

責任期間（補償期間）は

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間です。

補償内容は

果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じた額の7割から4割の間で選択した割合を乗じた金額で加入できます。

共済金額（補償額）は

共済金額 = 1kg当たり価額 × 標準収穫量 × 農家の選択割合（7割～4割）

【例】 ●1kg当たり価額：130円 ●栽培面積：30a ●10a当たり標準収穫量：3,000kg

●補償割合：7割を選択した場合

共済金額 819千円 = 130円 × (3,000kg × 3 (30a)) × 70%

- 標準収穫量は園地ごとの樹齢や園地条件等を参酌して定められます。
- 1kg当たり価額は最近4か年中の中需2か年の平均の農家手取り価格を基礎にして毎年園が定めます。

掛金は

掛金の半分は国が負担します。

- ・ 共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率
- ・ 農家負担掛金 = 共済掛金 - (共済掛金 × 国庫負担割合)

【例】 ● 共済掛金率 1.9% の場合

共済掛金 15,561円 = 819千円 × 1.9%
 農家負担金 7,781円 = 15,561円 - (15,561円 × 50%)

共済金の支払いは

農家ごとに共済事故による果実の減収が 3 割を超えた場合に支払い対象となります。

- ・ 共済金 = 共済金額 × 支払割合
- ・ 損害割合 = 減収量 ÷ 基準収穫量
- ・ 減収量 = 基準収穫量 - 実収穫量

【例】 ● 基準収穫量 9,000kg ● 実収穫量 4,500kg ● 損害割合が 50% の場合

減収量 4,500kg = 9,000kg - 4,500kg 損害割合 50% = 4,500kg ÷ 9,000kg
 共済金 237,510円 = 819千円 × 29%

※ 支払割合は損害割合に応じて決まります。

※ 基準収穫量は農家ごとの樹園地条件、肥培管理、過去の隔年結果などを勘案して決められます。

ハウス温州みかん（全相殺減収総合方式）**加入は**

結果樹齢に達したハウス温州みかんを栽培している農家です。栽培している全園地を申し込まなければなりません。また、共同出荷（生産量の 95% 以上）を行っている農家が対象となります。

対象となる災害は

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震、地すべり）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収。

※ 隔年結果、肥培管理不良による減収は、共済金の支払い対象となりません。

責任期間（補償期間）は

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間です。

補償内容は

果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じた額の 7 割から 4 割の間で選択した割合を乗じた金額で加入できます。

共済金額（補償額）は

- ・ 共済金額 = 1kg 当たり価額 × 標準収穫量 × 農家の選択割合（7 割～4 割）

【例】 ● 1kg 当たり価額：625円 ● 栽培面積：30a ● 10a 当たり標準収穫量 5,000kg
 ● 7 割を選択した場合

共済金額 6,562千円 = 625円 × (5,000kg × 3 (30a)) × 70%

- ・ 標準収穫量は過去 5 年間の出荷実績から農家ごとに定められます。また 1kg 当たり価額は最近 4 か年中の中層 2 か年の平均の農家手取り価格を基礎にして毎年国が定めます。

掛金は

掛金の半分は国が負担します。

- ・ 共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率
- ・ 農家負担掛金 = 共済掛金 - (共済掛金 × 国庫負担割合)

【例】 ● 共済掛金率 1.6% の場合

共済掛金 104,992円 = 6,562千円 × 1.6%
 農家負担掛金 52,496円 = 104,992円 - (104,992円 × 50%)

共済金の支払いは

農家ごとに共済事故による果実の減収が2割を超えた場合に支払い対象となります。

- ・ 共済金 = 共済金額 × 支払割合
- ・ 損害割合 = 減収量 ÷ 基準収穫量
- ・ 減収量 = 基準収穫量 - 実収穫量

【例】 ● 基準収穫量：15,000kg ● 実収穫量：7,500kg

減収量 7,500kg = 15,000kg - 7,500kg

損害割合 50% = 7,500kg ÷ 15,000kg

共済金 2,493,560円 = 6,562千円 × 38%

※ 基準収穫量は、農家ごとの過去6年間の出荷資料を基礎として、過去の隔年結果などを勘案して決められます。

ゆず（災害収入方式）**加入は**

結果樹齢に達したゆずを栽培している農家です。

共同出荷（生産量の95%以上）を行っている農家です。

対象となる災害は

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震、地すべり）による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収や品質の低下に伴う生産金額の減少です。

※ 貯蔵中の減収は共済金の支払いの対象となりません。

※ 隔年結果による減収は共済金の支払い対象になりません。

責任期間（補償期間）は

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実を収穫するに至るまでの期間です。

補償内容は

農家ごとに、基準生産金額の8割から4割の間で選択した割合を乗じた金額で加入できます。

共済金額（補償額）は

- ・ 基準生産金額 = 10a 当たり生産金額 × 引受面積
- ・ 共済金額 = 基準生産金額 × 選択割合（8割～4割）

【例】 ● 10a 当たり生産金額：500千円 ● 栽培面積：50a ● 8割を選択した場合

基準生産金額 2,500千円 = 500千円 × 5（50a）

共済金額 2,000千円 = 2,500千円 × 80%

- ※ 基準生産金額は過去5年間（5カ年中中庸3カ年）の出荷実績によって10a当たりの生産金額を算定します。

掛金は

掛金の半分は国が負担します。

- ・ 共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率
- ・ 農家負担掛金 = 共済掛金 - （共済掛金 × 国庫負担割合）

【例】 ● 共済掛金率：6.8%

共済掛金 136,000円 = 2,000千円 × 6.8%（掛金率は組合によって異なります。）

農家負担掛金 68,000円 = 136,000円 - （136,000円 × 50%）

共済金の支払いは

農家ごとに共済事故により、品質を含む実収穫量（分割含む）が基準収穫量を1kgでも減少し、かつ農家の生産金額が特定収穫共済限度額（農家ごとの生産金額の8割）を下回った場合に共済金を支払います。

- ・ 共済金 = 共済金額 × （特定収穫共済限度額 - 生産金額） ÷ 特定収穫共済限度額

【例】 ●その年の生産金額が1,250千円 ●基準生産金額：2,500千円
●共済金額：2,000千円
特定収獲共済限度額 $2,000\text{千円} = 2,500\text{千円} \times 80\%$
共済金 $750,000\text{円} = 2,000\text{千円} \times 2,000\text{千円} - 1,250\text{千円} \div 2,000\text{千円}$

※特定収獲共済限度額は基準生産金額の80%です。

この額より生産金額が減収した場合に支払いの対象になります。

copyright©2014 NOSAI高知 all rights reserved.

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。



[トップページ](#)

[実施事業](#)

[支所・エリア](#)

[農業共済新聞](#)

[情報公開](#)

[リンク](#)

農業共済（NOSAI）とは

畑作物共済

[農作物共済](#)

[家畜共済](#)

[果樹共済](#)

[畑作物共済](#)

[園芸施設共済](#)

[建物共済](#)

[農機具共済](#)



畑作物共済（茶共済）は一番茶が自然災害や病虫害などによって被害を受け生産量と生産金額が減少した場合に共済金が支払われます。

加入は

JA等に共同出荷（生産量の95%）している農家です。

対象となる災害は

凍霜害、寒害、風水害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害です。

責任期間（補償期間）は

冬芽の生長停止期から一番茶を収穫するまでの期間となります。

補償内容は

農家の過去5年間の出荷実績（5カ年中中庸3カ年）の10a当たり平均生産額に栽培面積と修正係数を乗じて得た額（基準生産金額）に最高8割から最低3割の間で農家が選択した金額となります。

※5カ年中中庸3カ年とは5カ年中、最高と最低を除いた3カ年の平均です。

・基準生産金額＝10a当たりの生産金額×引受面積×修正係数

・共済金額＝基準生産金額×補償割合（8割～3割）

【例】 ●10a当たりの生産金額：20万円 ●栽培面積：30a ●8割を選択した場合

基準生産金額 60万円＝ 20万円×30a×1.0

共済金額 48万円＝ 60万円×80%

・修正係数は、茶樹の新改植、台切り、整枝等を行った場合に樹勢の更新別回復状況を推定し適応します。

掛金は

掛金の55%を国が負担します。

・共済掛金＝共済金額×共済掛金率

・農家負担額＝共済掛金－（共済掛金×国庫負担割合）

【例】 ●共済掛金率：4.6%の場合（掛金率は平成29年産より4.6%に下がりました。）

共済掛金 22,080円＝48万円×4.6%

農家負担掛金 9,936円＝22,080円－（22,080円×55%）

共済金の支払い

農家ごとに共済事故により、実収穫量(価格を加味)が基準収穫量(価格を加味)より少ないことが条件となり、かつ農家の生産金額が基準生産金額の8割(共済限度額)を下回った場合に共済金の支払対象となります。

・ 共済金 = (共済限度額 - 生産金額) × 共済金額 / 共済限度額

【例】 ● 凍霜害で実収穫量(価格を加味)が、基準収穫量(価格を加味)を下回り、かつ、生葉代金(生産金額)が20万円となった場合

共済金 28万円 = (48万円 - 20万円) × 48万円 / 48万円

※ (48万円 - 20万円) が共済減収金額となり、28万円の支払共済金となります。

- ・ 基準収穫量は過去5年間の出荷実績(5か年中中庸3か年)の10a当たり平均収量に栽培面積と修正係数及び価格を加味した指数を乗じて算出します。
- ・ 共済限度額は基準生産金額の8割です。

損害発生通知と損害評価

損害発生通知は、農作物共済と同じ方法です。

- ・ 損害評価は、損害発生通知のあった全ての耕地について収穫前に、収穫量を検見または実測の方法により調査します。
- ・ 出荷数量等調査による出荷数量に、組合員等ごとの価格を加味したものを実収穫量とし、組合員等ごとの減収量を算出します。

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。



[トップページ](#)

[実施事業](#)

[支所・エリア](#)

[農業共済新聞](#)

[情報公開](#)

[リンク](#)

農業共済（NOSAI）とは

園芸施設共済

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済



ガラス室やビニールハウスなどの園芸施設や施設内農作物が、自然災害や病害などによって被害を受けたときに共済金が支払われます。

・30年度のパンフレットはこちらから

・園芸施設共済評価要領はこちらから

加入は

特定園芸施設(ガラス室、プラスチックハウス、雨よけ施設、多目的ネットハウス)の設置面積の合計が2a以上の特定園芸施設を所有または管理する農家が対象となります。

※所有する特定園芸施設のすべてについて申し込みを行わなければなりません。

<対象となるもの>

- 園芸用施設 ビニールハウス・ガラス室・雨よけ施設など
- 附帯施設 暖房施設・換気施設・自動制御施設など
- 施設内農作物 葉菜類・果菜類・花卉類の指定した作物
(ただし、育苗中のものは除きます)

<加入方式は3通り>

○タイプ1…「施設のみ加入」

ハウス本体 + (附帯施設*1) + (撤去費用*3) + (復旧費用*4)

○タイプ2…「一般方式*2」

ハウス本体 + (附帯施設*1) + 施設内農作物 + (撤去費用*3) + (復旧費用*4)

○タイプ3…「病虫害事故除外方式*2」

ハウス本体 + (附帯施設*1) + 施設内農作物 + (撤去費用*3) + (復旧費用*4)

- (*1)附帯施設は申し込みによって加入することができます。
- (*2)施設内農作物を対象とした一般方式は、自然災害等と病害を支払いの対象とし、病虫害事故除外方式は病害を支払対象から除いた方式です。
- (*3)特定園芸施設については、共済事故により生じた解体や廃材の撤去・処分に要する費用(特定園芸施設撤去費用)についても加入することができます。(被覆物の費用は除く)
- (*4)復旧費用は申込みによって本体・附帯の復旧に関する費用(被覆物は除く)について加入することができます。附帯施設の加入があれば、本体のみ復旧に加入する選択はできません。

対象となる災害は

風水害、ひょう害、雪害などの自然災害及び病害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落、車両の衝突等、鳥獣害。ただし病害は作物別指定病害のみを対象とします。

責任期間（補償期間）は

ビニールなどの被覆の状態に合わせて、4ヵ月から1年間で加入できます。

責任開始日は、掛金を納めた後の開始日からとなります。

※当組合の責任開始日は毎月5日、15日、25日です。

補償内容は

加入棟ごとに、共済価額の最高8割から最低4割との間で選択となります。

共済価額とは、共済に加入した時点での施設などの価値を金額で表したものです。特定園芸施設、附帯施設については、それらの施設の再建築（取得）価額に、経年減価を反映した時価現存率（100%～50%）を乗じて得た時価額です。また、撤去費用については、農林水産大臣が定める㎡当たり撤去費用に特定園芸施設の設置面積を乗じた額となります。

復旧費用の補償価額は耐用年数内は100%・時価割合、耐用年数後は25%となります。

・共済金額＝共済価額×農家の選択割合（8割～4割）

【例】 ● 本体：APハウス（新築・面積10a） ● 被覆：全面被覆（二重張り）
 ● 農作物：果菜類で加入 ● 撤去費用：加入の場合
 ● 本体㎡標準価額：4,950円 ● 時価現存率：100% ● 被覆面積：1,670㎡
 ● 外張㎡単価（0.075mm）：139円 ● 内張㎡単価（0.05mm）：119円
 ● 施設内農作物価額算定率：28.4%
 （特定園芸施設の再建築価額より算出）
 ● ㎡当たり撤去費用単価（APハウス）：880円
 ● 付保割合80%を選択した場合

- （本体）共済金額相当額
 $3,960千円① = 4,950円 \times 1,000㎡ \times 100\%$ の80%（付保割合）
- （被覆）共済金額相当額
 $344千円② = (139円 + 119円) \times 1,670㎡ \times 100\%$ の80%
- （特定園芸施設）共済金額
 $4,304千円③ = 3,960千円 + 344千円$
- （施設内農作物）共済金額
 $1,222千円④ = 5,380,860円 \times 28.4\%$ （施設内農作物価額算定率）の80%
- （撤去費用）共済金額
 $704千円⑤ = 880円 \times 1000㎡$ の80%
- ★ 共済金額（補償金額）
 $6,230千円 = 4,304千円③ + 1,222千円④ + 704千円⑤$

掛金は

特定園芸施設・附帯施設の共済金額に施設の型式区分ごとの掛金率を乗じて得た額と、施設内農作物の共済金額に型式区分及び、加入方式区分ごとの掛金率を乗じて得た額と撤去費用の共済金額に施設区分ごとの掛金率を乗じて得た額を合計して求めます。

掛金の半分は国が負担します。ただし、補償額の合計8千万円までが限度となります。

・共済掛金＝（（（特定園芸施設の共済金額＋附帯施設の共済金額）×特定園芸施設の掛金率）
 ＋（施設内農作物の共済金額×施設内農作物の掛金率）
 ＋（撤去費用の共済金額×撤去費用の掛金率）
 ＋（（特定園芸施設の復旧共済金額＋附帯施設の復旧共済金額）×復旧費用の掛金率）
 ×責任期間（N/12）

・農家負担掛金＝共済掛金－（共済掛金×国庫負担割合）

※復旧費用は全額農家負担となります。

【例】前記の特定園芸施設で責任期間1年間で時価現存率が100%と50%の場合

	本体時価現存率100%				本体時価現存率50%		
	掛金率	金額 (千円)	掛金 (円)	農家 掛金 (円)	金額 (千円)	掛金 (円)	農家 掛金 (円)
本体		3,960			1,980		
被覆		344			344		
施設	0.697	4,304	29,998	14,999	2,324	16,198	8,099
作物	2.060	1,222	25,173	12,587	1,222	25,173	12,587
撤去	0.085	704	598	299	704	598	299

復旧	0.249	0			990	2,465	2,465
合計		6,230	55,769	27,885	5,240	44,434	23,450

※掛金率は施設の種類によって異なります。

なお、施設の種類によって個人掛金率となります。

共済金の支払いは

棟ごとに発生した損害額が、3万円または共済価額の1割を超えるとにお支払いいたします。

・支払共済金＝損害額×8割～4割（付保割合）

損害額の算定は

- 本体の損害額 ＝ 本体の価額 × 本体損害割合
- 被覆材の損害額 ＝ 被覆の価額 × 被覆損害割合 × 自然消耗割合
- 附帯施設の損害額 ＝ 修繕費 × 時価現存率
- 撤去費用の損害額 ＝ 撤去費用の価額 × 本体（被覆材除く）の損害割合
- 施設内農作物の損害額 ＝ 施設内農作物の価額 × 損害割合
- 本体復旧費用の損害額 ＝ 本体再建築価額 × 調整率 × 本体損害割合
- 附帯復旧費用の損害額 ＝ 再取得価額 × 調整率 × 損害割合

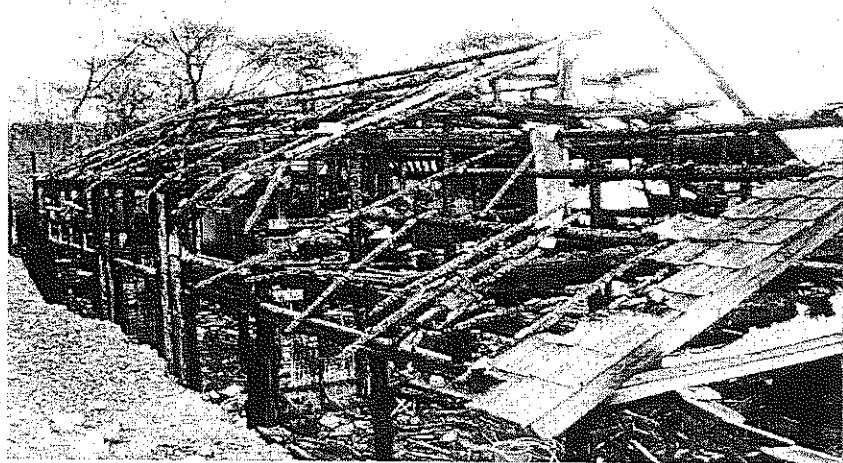
- ただし、実際に撤去に要した費用が限度となります。また、撤去に要した金額が100万円を超えるととき又は本体（被覆材除く）の損害割合が50%以上（ガラス室は35%）になったときにお支払いします。
- 施設内農作物の損害割合は、作物の生育日数、収穫日数及び損害程度などによって算出します。
- 作物の病気による被害の場合は、病害分割が適用されます。
- ただし、実際に復旧に要した費用が限度となります。調整率は耐用年数により異なります。
- 支払いは時価部分を先にお支払いし、撤去費用及び復旧費用は撤去後又は復旧後にお支払いします。
- 時価部分で3万円または共済価額の1割を超えていない場合でも復旧後に超えることとなった場合、時価部分と復旧費用を合わせてお支払いします。

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。

[トップページ](#)[実施事業](#)[支所・エリア](#)[農業共済新聞](#)[情報公開](#)[リンク](#)

農業共済（NOSAI）とは

建物共済

[農作物共済](#)[家畜共済](#)[果樹共済](#)[畑作物共済](#)[園芸施設共済](#)[建物共済](#)[農機具共済](#)

加入は

農家の住宅をはじめ納屋・アパート・畜舎などの建物と、その中に収容されている家具や農機具の被害に対して補償します。火災などを対象とした「火災共済」と自然災害を含めた「総合共済」があります。

責任期間（補償期間）は

掛金の払い込みを受けた日の午後4時から1年間です。

補償額は

加入する建物と家具類、農機具などを合わせて、1棟当たり、火災共済では6,000万円、総合共済では4,000万円まで加入することができます（火災・総合あわせて1億円まで加入ができます）。

対象になる災害は

<火災共済>

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発
- ④ 車両の衝突
- ⑤ 他人の住居からの水もれ
- ⑥ 盗難によるき損・汚損
- ⑦ 外部からの物体の落下・飛来（ただし自然災害の場合は除きます）
- ⑧ 消火活動による損害

落雷事故の注意点

「建物として取り扱う品目」

ボイラー、エアコン、インターホン、分電盤、配電盤、アンテナほか

「家具類として取り扱う品目」

電話機、テレビ、ビデオ、パソコン、洗濯機、冷蔵庫ほか

<総合共済>

火災共済の対象となる災害にプラスして

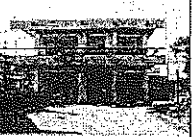
- ⑨ 風水害
- ⑩ 土砂崩れ
- ⑪ 地震・噴火・津波
- ⑫ その他の自然災害（雪害・竜巻・地すべり）

掛金は

建物の用途、構造などによって掛金率が異なります。

- 普通物件 …… 住宅・アパート・納屋・物置・土蔵・倉庫・農作業場・畜舎・自家用車庫など
- 特殊物件一般 …… 店舗併用住宅・店舗・事務所・集会場・神社・寺院・旅館・喫茶店・作業場など
- 特殊物件割増 …… 食堂・飲食店・加工場・製材場・茶工場・乾燥場など

※建物1,000万円加入の場合の共済掛金 単位：円

構造別	一般造		耐火B		耐火A	
						
	木造の建物で耐火B及び耐火Aに該当しないもの。		鉄骨造で壁が不燃材料（鉄鋼・石棉スレート・モルタル等）のもの、外部のすべてがコンクリート、ブロック、レンガ、石、土造又は鉄骨の建物で外壁のすべてが不燃材で被覆されたもの。		は、梁、屋根、小屋根がコンクリート造又は鉄骨造を耐火被覆したもので、外壁のすべてがコンクリート、ブロック、レンガ、石または不燃材料のもの。	
用途／火災・総合	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済	火災共済	総合共済
普通物件	10,300	31,100	5,400	27,700	3,000	26,000
特殊物件一般	16,700	35,600	7,700	29,300	3,500	26,400
特殊物件割増	35,700	48,800	15,700	34,800	5,500	27,800

加入のめやす

<建物>

（単位：円／㎡）

用途	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
住宅	15万円	18万円	22万円
アパート・マンション	14万円	17万円	20万円
マンション専有部分	-----	-----	10万円
店舗	14万円	16万円	18万円
事務所	14万円	15万円	20万円
工場・倉庫	8万円	10万円	14万円
経理用業務建物	5万円	6万円	10万円
土蔵	19万円	-----	-----
畜舎（特定建築物）	2万円	3万円	6万円

再建築価格は上記㎡単価に面積を乗じた価格です。

<家具類>

（単位：万円）

上：世帯人数 下：35才未満人数	1人		2人			3人			4人				5人以上			
	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人			
住宅用家具 65㎡未満 （20坪未満）	850	920	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,450	1,590	1,170	1,503	1,700	1,870		
66㎡以上132㎡未満 （20坪以上40坪未満）	920	990	1,230	1,060	1,250	1,480	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,060		
132㎡以上231㎡未満 （40坪以上70坪未満）	1,120	1,160	1,340	1,260	1,410	1,730	1,320	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370		
231㎡以上 （70坪以上）	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,720	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560		

注1) 住宅延面積は、居住の用に供する部分の延面積とする。

注2) 大人とは18歳以上の世帯員を指す。ただし、大学生については除く。

注3) 大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円の加算を行う。

注4) 単身赴任、学生の一人暮らし等の単身世帯の基準額については、220万円とすることができる。

共済金の支払いは

(火災などの事故)

○火災共済及び総合共済の火災事故の場合

<共済価額に対して8割以上にご加入の場合>

損害共済金＝損害額

※ただし、損害共済金は加入金額を限度とします。

(以下同様)

<共済価額に対して8割未満にご加入の場合>

損害共済金＝損害額×加入金額／(共済価額(建物の価値)×80%)

(自然災害の事故) ※総合共済への加入が必要です

<風水害などの場合>

損害共済金＝損害額×加入金額／共済価額(建物の価値)

※ただし、損害の程度が8割未満の場合の損害額は、損害額から共済価額の5%又は1万円のいずれか少ない額を差し引いて計算します。

<地震、津波、噴火の場合>

損害共済金＝損害額×(加入金額×50%)／共済価額(建物の価値)

※ただし、建物の損害割合が5%以上となった場合に支払対象となります。

※家具の事故の場合も、建物の事故と同様の方法でお支払いします。

損害発生通知は

火災が発生したときおよび落雷などによりテレビや電話機などに損害が発生(修理する前に通知をしてください)したときは、遅滞なく組合に通知しなければなりません。通知がない場合には、現地調査ができませんので共済金をお支払いすることができません。

費用共済金をプラス

上記損害共済金にプラスして、次の費用共済金をお支払いします。

○残存物取片付け費用共済金

取り片付けにかかる費用として、損害共済金の10%をプラス。ただし、実費を限度とします。

なお、地震等による事故については除きます。

○特別費用共済金

火災などで全損となったときは、損害共済金の10%をプラス。ただし、1事故につき1建物200万円を限度とします。ただし地震等による事故については除きます。

○損害防止費用共済金

消火器などを損害防止、軽減のため使用した場合にお支払いします。

○地震火災費用共済金

地震などを原因とした火災により生じた下記の損害に対して加入金額の5%をお支払いします。

建物………半焼以上のとき

家具類等…家具類等を収容している建物が半焼以上のとき、または、家具類等が全焼のとき

○失火見舞費用共済金

火災、破裂、爆発の事故によって他人の建物や動産に損害を与えた場合に、1被災世帯につき20万円をお支払いします。ただし、共済金額の20%が限度となります。

各種特約

主契約のほかに次の特約をつけることにより、補償内容の充実や掛金負担の軽減ができます。

★新価特約

全ての建物及び家具類、農機具において再建築、再取得するために要する再取得価額で評価します。

★小損害突損てん補特約

損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。

[詳しくはこちらをクリック](#)

★臨時費用担保特約

火災などにあった場合は、再建築費用以外にも出費がかさみます。この特約を付けることにより通常の各種費用共済金とは別に損害共済金の10,20,30%（1棟当たり250万円を限度）を加算してお支払します。

また、加入者が共済事故から200日以内に死亡又は後遺障害を被ったときにも、加入金額の30%（1名当たり200万円を限度）をお支払いします。

★費用給付担保特約

NOSAIの主契約では、各種費用共済金がプラスされて支払われます。その費用共済金を除く契約ですので、その分掛金が火災共済で約16%、総合共済で約8%安くなります。

★継続申込特約

2年又は3年間分の掛金を一括納入していただくことにより掛金を割引いたします。

★収容農産物補償特約（総合共済限定）

収穫後に販売目的で保管中の農産物（米・麦・大豆）を補償する特約です。

[詳しくはこちらをクリック](#)

高知県農業共済組合で実施している事業の概要です。



[トップページ](#)

[実施事業](#)

[支所・エリア](#)

[農業共済新聞](#)

[情報公開](#)

[リンク](#)

農業共済（NOSAI）とは

農機具共済

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済



加入者が所有し、または共同で所有しているトラクター・コンバイン・田植機・付属装置等を補償します。火災等、自然災害、稼働中の事故を支払い対象とします

農機具共済の特徴は

- 格納中・稼働中に問わず、農機具がどこに移動しても補償します。
- 耐用年数までなら新品価額まで補償します。
- 修理に必要な損害をまるごと補償します。
- 農機具の損害保険はNOSAIだけです。

■補償のタイプは2種類

<火災共済>

火災事故を中心とした補償です。

<総合共済>

火災事故はもちろん稼働中の事故（衝突、接触等）や自然災害も補償します。

■加入できる農機具

新調達価額（新品の購入価額）が30万円以上の農機具です。

中古農機具（一定期間他人が使用）は、「付保割合条件付実損てん補特約」を付すことが条件となります。

■共済金額（補償額）は

農機具1台ごとに1,000万円まで（ただし、新調達価額を限度）加入ができます。
耐用年数を超えた農機具については、新調達価額の50%が限度額となります。
中古農機具は購入に要した費用又は時価額のいずれか低い額が限度となります。

■補償期間は

共済掛金等を納めていただいた日又は加入者が指定した日の午後4時から1年間となります。

共済金の支払いは

災害共済金は次の式で計算されます。

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \times \text{共済金額} \div \text{新調達価額}$$

※復旧（修理又は買い替え）しない場合は、損害額は時価損害額となります。

※損害額は修理工場等で実際に修理した費用を基に査定します。なお、事故の原因などによっては、損害額の一部がお支払いできない場合があります。

■支払いとなる主な事故

<火災共済>

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発

その他にも

鳥獣害、物体の落下・飛来（自然災害を除く）、第三者によるいたづらが対象となります。

<総合共済>

上記火災共済の対象事故に加えて

- ④ 衝突・接触
- ⑤ 墜落・転覆

その他にも

異物の巻き込み、風水害や地すべりなど自然災害（地震・噴火・津波は対象外）が対象となります。

■特約も充実

<臨時費用担保特約>

災害共済金の他に次の費用共済金をお支払いします。

臨時費用共済金

災害共済金の10%をお支払いします。

傷害費用共済金

- 死亡・後遺障害 1名、共済金額 × 30%（50万円限度）
- 30日以上入院加療 1名、共済金額 × 5%（20万円限度）

<継続申込特約>

2年～5年間の継続申込をすることによって掛金等が割り引かれる特約です。
ただし、初年度に共済掛金等を一括して前納いただくことが条件となります。

<共済掛金等分割払い特約>

年間の共済掛金等を2回又は4回に分割して払い込むことのできる特約です。
ただし、1年間の共済掛金等の額が組合で定める額以上となる加入者に限ります。

<付保割合条件付実損てん補特約>

中古農機具は加入の条件となります。
耐用年数を越えた農機具にもお勧めします。
この特約は、新調達価額まで加入できない農機具についても修理費用相当額を共済金としてお支払いできるようにするものです。

※加入の際には、約定割合（時価額の新調達価額に対する付保割合として組合員が加入申込の際に選択した共済金額の割合）を選択します。

■掛金のめやす

（火災共済は1万円当たり10.5円、総合共済は1万円当たり40円です。）

契約金額	30万円	50万円	100万円	200万円	300万円	500万円	1000万円
			円	円	円	円	円

火災共済	310円	520円	1,050円	2,100円	3,150円	5,250円	10,500円
総合共済	1,200円	2,000円	4,000円	8,000円	12,000円	20,000円	40,000円

加入できる農機具の種類

※平成28年4月1日改定

●加入できる農機具の種類と耐用年数●

機 種	耐用年数	機 種	耐用年数
モーター、エンジン（ガソリン・ディーゼル）	7	バインダー、自脱コンバイン、普通コンバイン、脱穀機（ハーベスタ含む）、米麦乾燥機、籾摺り機、低温・予冷貯蔵庫、精米又は精麦機	7
乗用トラクタ、耕運機、管理機、テラー		掘取機・収穫機、茶摘採刈取機、脱粒選別機、洗浄機、乾燥機、製粉粉碎機、選果機、ワックス処理機、結束・包装機、予冷低温貯蔵庫、調整加工機	
ロータリー、すき（プラウ）、砕土機（ハロー）、溝掘機、心土破碎機（サブソイラー）、ドレーナー、代かき機、トレンチャー、畦塗り機、均平機、培土機、畝立機、鎮圧機（ローラー）		ヘイコンディショナー・ハーテッダー、レキュメイカー、ベールラッパー、ベールローダ、カッター、モアコンディショナー、ハーベラー、フォーレッジハーベスタ	
堆肥散布機（マニユアスプレッダ）、肥料石灰散布機（ライムソフ）、ブロードキャスト施肥播種機、育苗機、中耕除草機、カルチベータ、マルチャ、マルチはぎ機、草刈機、散水機（スプリングラ）、自走・けん引式移植機、田植機		ミルクカー、バーンクリナー、飼料混合・配合機	
走行式防除機・走行式無人防除機、スピードスプレーヤ、動力噴霧機、土壌消毒機、煙霧機、ミスト機		運搬車、作業車、トレーラー、モノレール、フロントローダ、ミニローダ・ショベル、高圧洗浄機	

●支払い対象外とする消耗部品●

下記の消耗部品にのみ生じた損害については、災害共済金の支払い対象外とします。

また、消耗部品に生じた損害から他の箇所や部品等に損害が発生した場合にも、消耗部品については、災害共済金の支払い対象外とします。

○オイル	○グリス	○バッテリー
○バッテリー液	○不凍液	○クーラント類
○ウォーターポンプ	○フィルター・エレメント	○ストレーナ類
○ヒューズ・プラグ	○ブレーキ	○ベルト類
○タイヤ	○クラッチ・付属部品	○耕運爪
○ゴムロール	○刃	○ネジ、ボルトナット類

○ワイヤー類
○カッター

○こぎ刃

○植付爪

※自然災害及び全損事故の場合及び類焼火災については適用しません。

●免責基準●

平成28年4月1日改定

1. 整備不良による免責割合

項目区分	対象事故及び対象部品	免責割合
燃料系統	・燃料系統の作用不良による事故 ・燃料漏れが原因による事故	30
走行系統	・ブレーキ、駐車ブレーキ、ハンドル、クラッチの不良による事故 ・クローラ、タイヤの不良による事故 ・ボルト、ナットのゆるみが原因による事故	50
潤滑系統	オイル不足、濡れ、汚れによる事故	100
冷却系統	冷却水の不足、ファンベルトの調整不良による事故	100
燃料系統	シリンダーライナー、ピストンリングの磨耗等による事故	30
伝導系統	ベルト、チェーンの調整不足による事故	30
作業装置	・変速装置の異常による事故 ・部品のゆるみ、脱落による事故	30
	油圧レバーの作動不良による事故	50
油圧系統	・オイルの油量不足による事故 ・オイル濡れ、油圧装置の作動不良による事故	50

2. 操作不適切による免責割合

対 象 事 項	免責割合
・建物など視野に入る物への接触 ・コンバインのオーガ未収納による事故 ・積載物制限違反による事故	30
・暗がりでの作業による事故 ・運転席にいない間の機械移動による事故 ・機械内への工具等の置き忘れによる事故 ・エンジン始動時のギヤー外し忘れの事故 ・公道での徐行違反等による事故	40
・公道での合図不履行による事故 ・欠陥、磨耗、その他自然消耗による事故	50
・公道での法令違反等による事故 ・ロータリー、耕耘爪のみに生じた事故	100
・上記以外の稼働中・移動中の事故	20

3. 事故回数による免責割合

事 故 回 数	免責割合
2回目	10
3回目	30
4回目	50

4. 事故発生通知の遅延による免責割合

遅 延 期 間	免責割合
通知が1か月以上遅れた場合	10
通知が3ヵ月以上遅れた場合	20
通知が6か月以上遅れた場合	30
損害の確認が不可能な場合	100
通知が1年以上遅れた場合	100

5. クローラ切断に係る免責割合

事 故 回 数	免責割合
新規購入又は交換から1年以内	25
新規購入又は交換から2年以内	40
新規購入又は交換から3年以内	55
新規購入又は交換から4年以内	70
新規購入又は交換から5年以内	85
新規購入又は交換から5年超え	100

※1及び2の免責割合が同時に適用される場合は、免責割合の高い方を適用します。

1、2及び3が同時に適用される場合は、各々の支払割合（1－免責割合）を乗じて得た割合を支払割合とします。

5は、クローラの損害額にのみ適用しますが、全損事故には適用しません。